

# 開 発 行 為 に よ る 公 共 用 地 の 帰 属 に つ い て

## a. 開発行為などにより設置された公共施設の管理

開発行為などにより設置された、公共施設及び用地などは完了公告の日の翌日に、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。（根拠：法第 39 条）

ただし他の法律に基づく管理者がある場合、又は法第 32 条の協議に基づき別に管理者を定めた場合はそれらの者の管理に属する。

## b. 帰属しなければならない施設

都市計画法附則第 4 項（法第 29 条準用）による開発行為の場合（根拠：法第 40 条）

- ・ 公衆用道路（区画道路・団地内通路など）
- ・ 公園用地（必要面積以上）
- ・ 下水道施設一式
- ・ 消防水利施設（消火栓・防火水槽など）（消防署と協議）
- ・ その他公共の用に供する施設

上記以外の場合

- ・ 協議により行う

## c. 公共施設の帰属に関する手続きの流れ

1) 帰属年月日は北海道告示日の翌日とします。（根拠：法第 40 条）

2) 必要提出書類

- ・ 開発行為により設置された公共施設の帰属承諾書
- ・ 登記承諾書
- ・ 印鑑証明書（原本還付可）
- ・ 網走市以外に登記している法人については登記簿謄本（資格証明書）原本還付可
- ・ 帰属用地の登記簿謄本
- ・ 公共施設台帳（完了実測図）
- ・ 現況平面図
- ・ 分筆図
- ・ 土地所在図
- ・ 地積測量図

- ・下水道竣工図（マイラー1枚含む）（詳細は下水道課と協議）
- ・道路竣工図（詳細は土木管理課と協議）
- ・その他必要と認める図書

3) 登記手続事務について

網走市建設港湾部都市整備課計画係が行う。

4) 登記完了報告について

登記を終了したときは、原本還付図書及び登記嘱託書のコピーを申請者に送付する。

・その他不明なことがあれば網走市建設港湾部都市整備課計画係までお問い合わせください。

網走市建設港湾部都市整備課計画係

TEL0152-44-6111（内線 250）